

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町9 1 番地	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) ラクトB管理組合施設部会 電話 0

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	区分所有ビルの維持管理						
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))						
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月						
基本方針	エネルギーの有効利用の促進 (空調、照明等の適正化) により、5%以上のCO2排出量の削減を目指す。						
推進体制	部会長を長とするエネルギー管理組織及び管理組合担当役員を長とする省エネルギー推進委員会の設置と実施計画の作成、例月の進捗管理システムを構築する。						
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容				
	18~19	商業施設	商業施設ではあるが、顧客サービスの低下を招かない程度で、空調の適正化及び照明の適正化に努め、都市ガス並びに電気使用量を削減する。				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)	報告年度 (実績) (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (実績) (%)	
	A 事業所等排出区分	2,871 t	2,725 t	-5.1 %	2,832 t	-1.36 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	0 t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	0 t	%	
	排出合計	*1 2,871 t	*2 2,725 t	-5.1 %	*4 2,832 t	-1.36 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)			報告年度 (実績)		
		取組量等	(二酸化炭素換算 (t))		取組量等	(二酸化炭素換算 (t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t		(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t		(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t		(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	*5 t			
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	削減率 (計画)	報告年度 (実績)	削減率 (実績)		
	*1 2,871 t	(*2)-(*3) 2,725 t	-5.1 %	(*4)-(*5) 2,832 t	-1.36 %		
特記事項	1. 平成19年8月、9月、10月の電気使用量が、外気温が高く空調に使用した電気使用量が増え、削減率が未達成となった。 2. 省エネルギー推進委員会を開催し、実績の把握と省エネの手段を検討した。 委員会開催日 ①平成19年8月14日 ②平成20年2月20日 3. 省エネの手段の実施 ①従業員用エレベーターを時間帯により間引き稼働とした。 ②物販営業終了後の照明を変更した。(レストラン街の営業終了までの時間帯一部消灯)						
	連絡先	担当部署					
		担当者氏名					
		住所					
		電話番号					
	ファクシミリ番号						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。  
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入  
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実施、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。